

別表1 資格審査に係る提出書類（新規申請用）

（全事業者共通）

○：必要 △：該当する場合のみ提出 ×：不要

書類 番号	市内 企業	準市内 企業	市外 企業	提出書類	注意事項
ー	○	○	○	入札参加資格審査申請における提出書類一覧表【新規】	・提出資料の一番上に添付。 ・提出する書類の記入欄に「○」を記入すること。
①	○	○	○	建設工事入札参加資格審査申請書	・申請業種は6業種まで。 ・申請日を記入すること（未記入の場合は、本市到着日を申請日とみなす）。 <参考 委任内容> ・委任事項 (1)～(6)のすべてに関する一切の権限 (1)見積、入札 (2)契約の締結、変更、解除 (3)代金の請求、受領 (4)契約保証 (5)その他契約に関する一切の権限 (6)前各号に関する復代理人の選任 ・委任期間 本審査申請に係る入札参加資格者名簿の有効期間中
				申請営業所調書、委任状（見積・入札・契約締結を営業所に委任する場合。）	
				申請業種等調書	
②	○	○	○	建設業許可証明書（写し）	・申請日前、3か月以内に交付、印刷されたもの。 ・左のうちいずれか。 ・現在の代表者の氏名のもの。 ・内容に変更がある場合は、変更届出書の該当箇所（写し）も併せて提出。 ・許可更新中の場合は、現在有効な左のいずれかの書類と建設業許可申請書（写し）。
				建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報（業者概要）（PDFファイル）を印刷したもの	
				建設業許可通知書（写し）	
				建設業許可確認証明願（写し）	
③	△	△	△	建設業許可申請書別紙二（営業所一覧）（写し）	・左のうちいずれか。 ・本店以外に営業所がない場合は不要。 ・内容に変更がある場合は、変更届出書の該当箇所（写し）も併せて提出。 ・許可更新中の場合は、現在有効な左のいずれかの書類と建設業許可申請書（写し）。
				建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの営業所一覧の画面印刷	
④	○	○	○	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	・審査基準日が令和6年8月1日から令和7年7月31日までのもので、最新のもの。 ・請求中の場合は、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書を提出し、通知書が交付され次第、令和8年1月30日午後5時までに提出。期限までに提出がない場合は無効。
				雇用保険への加入が確認できる書類	
⑤	○	○	×	技術職員名簿（経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二）（写し）	
⑥	○	○	○	貸借対照表（様式第15号）（写し）	・直近のもの（経審の基準日と同じもの）。 ・個人の場合は様式第18号（写し）

書類 番号	市内 企業	準市内 企業	市外 企業	提出書類	注意事項
⑦	△	△	△	社会保険（健康保険と厚生年金保険）への加入が確認できる書類	・ ④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）において、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」、「雇用保険加入の有無」欄がそれぞれ「有」又は「除外」の場合は不要。
⑧	△	△	△	雇用保険への加入が確認できる書類	
⑨	○	○	○	<法人の場合> 「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）（写し） <個人の場合> 「所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない旨の証明書（様式その3の2）（写し）	・ 申請日前、3か月以内に交付されたもの。 ・ 本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの。 ・ 電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したものも可。
⑩	○	○	△	<法人の場合> 営業証明書（写し）	・ 申請日前、3か月以内に交付されたもの。 ・ 受任先が高松市外でも、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む）を有する場合は、提出。 ・ 交付については、納税課 検収証明係（市役所2階16番窓口 TEL：087-839-2222）へ。
	○	×	×	<個人の場合> 住民票（写し）	・ 申請日前、3か月以内に交付されたもの。 ・ 本籍地、続柄、マイナンバーの記載は不要。 ・ 住民票の住所が、引き続き1年以上高松市内である場合に限る。1年に満たない場合、令和7年1月1日時点で住民票の住所が高松市内であることを証する書類（令和7年度の市・県民税課税証明書等）もあわせて提出。
⑪	○	○	△	高松市税（全税目）についての滞納無証明書（写し）	・ 申請日前、3か月以内に交付されたもの。 ・ 受任先が高松市外でも、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む）を有する場合は、提出。 ・ 交付については、納税課 検収証明係（市役所2階16番窓口 TEL：087-839-2222）へ。
⑫	○	○	×	営業所の写真	・ 申請日前、3か月以内に撮影されたもの。 ・ 高松市内の営業所（本店を含む。）を、「写真撮影の留意点」に従って撮影し、提出。

※ 許可行政庁の受付印等が押印されていない書類は、許可行政庁の審査を受けたものとみなす。